

市の木



ツゲ

市の花



サツキ

# えびな

編集・発行

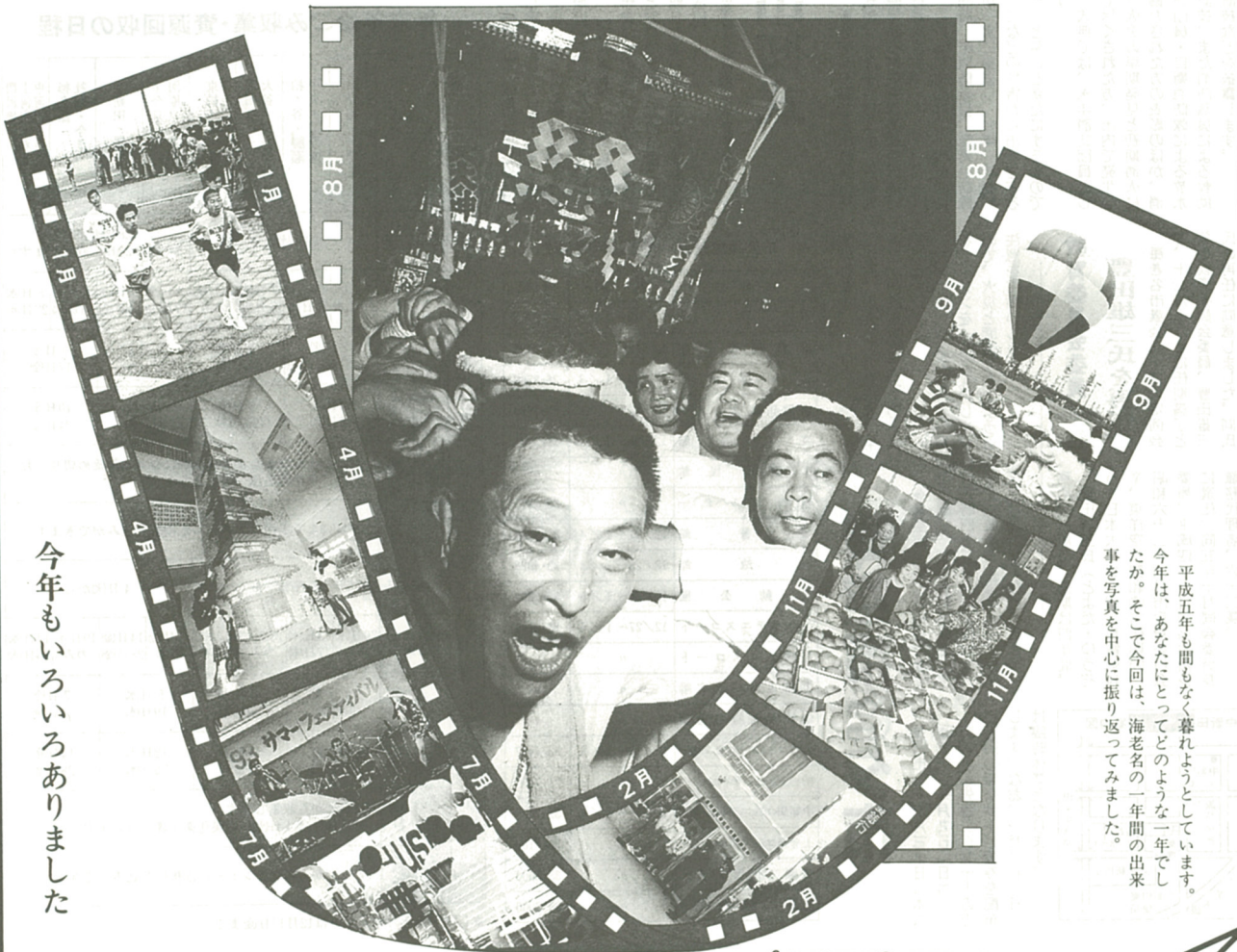
海老名市役所広報広聴課

〒243-04

神奈川県海老名市勝瀬175

☎ (0462) 31・2111

## 写真で見るこの1年



一月—新春恒例の駅伝競走大会、出初式、ジャンボかるた大会を開催。成人式には新成人千四百五十六人が参加。

二月—市民希望の派出所が、海老名駅前完成。

三月—増水期に通行止めになることが多かった相模川の相模小橋（通称もぐり橋）の架け替え工事を開始、平成七年度末完成予定。

四月—七重の塔のレリーフが施された区分コミュニティセンターが完成。公民館まつり、緑化まつりを開催。

五月—東柏ヶ谷など十五区域を、新たに公共下水道の供用区域に。

六月—生ごみ処理容器を設置する家庭に購入費の

### '93の出来事

一部を補助する制度を新設。

七月—青年の祭典を開催。名誉市民、故郷援助氏の合同葬や、衆議院議員選挙が行われました。

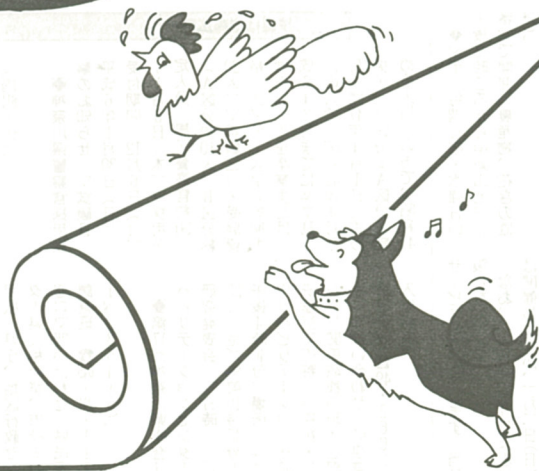
八月—真夏の祭典「ふるさとまつり」に十六万人が来場。

九月—秋空の下、運動公園フェスティバル開催。

十月—あきは作業所が完成。温故館特別展「衣の暮らし」を開催。

十一月—市民文化祭が行われ、産業まつりでは、低公害車モデル都市フェアを同時に開催。

十二月—冬の風物詩、海老名家周辺の樹木に、イルミネーションが点灯されました。



来年もワシタフルな年に…







評価替えに伴う調整措置一覧

| 調整措置                    | 現 行                  |   | 改正後 (平成6年度)   |  |
|-------------------------|----------------------|---|---|--|
|                         | 課税標準の特例              | 固定資産税<br>小規模住宅用地(200㎡以下)<br>一般住宅用地(200㎡超) | 価格の1/4<br>価格の1/2  | 固定資産税<br>小規模住宅用地(200㎡以下)<br>一般住宅用地(200㎡超)          |
| 評価の上昇割合の高い宅地に対する課税標準の特例 | 都市計画税                | 特例措置なし                                    | 都市計画税   | 特例措置なし   |
| 土地                      | よりなだらかな負担調整措置        | 区分  | 上 昇 率   | 負担調整率  |
|                         |                      | 住宅用地                                      | 1.27倍以下<br>1.27倍を超え1.43倍以下<br>1.43倍を超え1.6倍以下<br>1.6倍を超え2倍以下<br>2倍を超え2.4倍以下<br>2.4倍を超え3倍以下<br>3倍を超えるもの | 1.05<br>1.075<br>1.1<br>1.15<br>1.2<br>1.25<br>1.3 |
|                         |                      | 住宅用地以外の宅地等                                | 1.8倍以下<br>1.8倍を超え2.4倍以下<br>2.4倍を超え3倍以下<br>3倍を超え5倍以下<br>5倍を超え9倍以下<br>9倍を超えるもの                          | 1.05<br>1.075<br>1.1<br>1.15<br>1.2<br>1.25        |
|                         |                      | 個人非住宅用地等                                  | 1.15倍以下<br>1.15倍を超え1.3倍以下<br>1.3倍を超え1.5倍以下<br>1.5倍を超え1.7倍以下<br>1.7倍を超え1.9倍以下<br>1.9倍を超えるもの            | 1.05<br>1.1<br>1.15<br>1.2<br>1.25<br>1.3          |
| 家屋                      | 耐用年数の短縮              | (代表例) 木造住宅                                | 24年   | 20年  |
|                         |                      | 非木造 住宅・アパート(鉄筋)<br>事務所(鉄骨)<br>工場(鉄骨)      | 70年<br>50年<br>40年   | 60年<br>45年<br>35年                                  |
| 屋                       | 非木造の住宅・アパートの初期減価の引下げ | 0.9                                       | 0.8   |  |
|                         |                      | 在来分の家屋(既に課税されている家屋)に対する減価措置の特例(新設)        | 在来分の家屋(既に課税されている家屋)の評価額を3割減額  |  |

# 正しい



固定資産税額計算の基礎となる価格(課税標準額)の特例措置が見直されます。住宅1戸につき、100平方メートル以下の敷地(小規模住宅用地)に対する課税標準額は、現在、評価額の四分の一ですが、これを

土地に対する固定資産税は、原則として評価額によって決定した課税標準額に課税するものですが、税負担が急激に増え

負担調整措置の実施  
このように、土地の評価の上昇が税負担の急激な増加を招かないように、土地と家屋の固定資産税と都市計画税を併せて、総合的に適切な調整措置を講じて負担の増加を極力抑えます。

## 負担は急に増えません

その他の調整措置も、固定資産税と同様の特例措置がとられます。

### 1月の自動車文庫

| 巡回場所           | 巡回日 | 時 間           |
|----------------|-----|---------------|
| 今里八幡宮          | 13日 | 午後3時30分~4時    |
| 大谷コミュニティセンター   | 13日 | 午後2時30分~3時10分 |
| 柏まごめコミュニティセンター | 13日 | 午後3時00分~4時    |
| かしわ台児童公園       | 7日  | 21時           |
| 神奈川児童センター      | 7日  | 21時           |
| 上今里第2児童公園      | 6日  | 20時           |
| 国分寺台第4児童公園     | 11日 | 25時           |
| さくら幼稚園南園空地     | 12日 | 26時           |
| 下今里テニスコート      | 5日  | 19時           |
| 社 家 児 童 館      | 11日 | 25時           |
| 杉久保第2児童公園      | 5日  | 19時           |
| 杉久保児童公園        | 14日 | 28時           |
| 中野自治会館         | 11日 | 25時           |
| 浜田歴史公園         | 6日  | 20時           |
| 東柏谷4丁目自治会館     | 12日 | 26時           |
| 本郷児童館          | 5日  | 19時           |
| 望地道上公園         | 6日  | 20時           |

▽読みたい本を探している本が自動車文庫の棚にないときは、リクエストを▽雨のときは、中止になります。  
問い合わせは市図書館(☎31-5111)へ。

### 成人式にご参加を

#### 1月15日市文化会館で開催

20歳になった青年の新しい門出を祝福する成人式を、平成6年1月15日(土)に市文化会館で開催します。対象は昭和48年4月2日

☆成人式プログラム  
①受付 午前10時  
②アトラクション「邦楽グループ雅」午前10時15分~同15分  
③同45分④式典 午前11時~正午  
※服装は正装(男性は正装、女性は正装)をお願いします。

お問い合わせは社会教育課(内線・878)へ。

# 評価と無理のない負担



土地の価格には、国や地方公共団体が定める公的評価と、民間企業が定める私的評価とがあります。私的評価は、土地の価格を、国や地方公共団体の公的評価と比べて、高めに設定している場合があります。

固定資産税のうち、土地と家屋については、評価額を算出するに当たって、土地と家屋の価格に見合った適切な評価額を算出するため、評価額を3年ごとに見直し、次回の評価替えは平成6年度に行われますが、この評価替えでは、評価の均衡化・適正化を図るため、土地(宅地)の評価は全国一律に地価公示価格の七割程度を目標にしています。また、評価替えによる税負担の増加を極力抑えるための調整措置も講じられますので、併せて紹介します。

平成6年度

バランスのとれた土地評価目指して...

評価は上がっても負担は急には増えません

土地の税負担の調整措置  
この土地基本法の主旨を踏まえ、平成6年度の固定資産税の評価替えは、土地(宅地)の評価は全国一律に地価公示価格の七割程度を目標に行われます。その結果として、評価額は上昇しますが、評価額による税負担の増加を極力抑えるため、次のような調整措置を講じます。

住宅用地の課税標準の特例措置を拡充  
固定資産税額計算の基礎となる価格(課税標準額)の特例措置が見直されます。住宅1戸につき、100平方メートル以下の敷地(小規模住宅用地)に対する課税標準額は、現在、評価額の四分の一ですが、これを

土地に対する固定資産税は、原則として評価額によって決定した課税標準額に課税するものですが、税負担が急激に増え

土地の税負担の調整措置  
この土地基本法の主旨を踏まえ、平成6年度の固定資産税の評価替えは、土地(宅地)の評価は全国一律に地価公示価格の七割程度を目標に行われます。その結果として、評価額は上昇しますが、評価額による税負担の増加を極力抑えるため、次のような調整措置を講じます。

評価額の上昇割合の高い宅地に対する課税標準の特例措置の導入  
この土地基本法の主旨を踏まえ、平成6年度の固定資産税の評価替えは、土地(宅地)の評価は全国一律に地価公示価格の七割程度を目標に行われます。その結果として、評価額は上昇しますが、評価額による税負担の増加を極力抑えるため、次のような調整措置を講じます。

家屋にも税負担の軽減措置  
既に課税対象となっている家屋(在来分家屋)に対しては、評価額の二割を減額します。これは二十年ぶりの耐用年数短縮措置に伴って、評価額を算定する際に使用される経年減価補正率が改正されたことから、改正効果が及ぶ家屋と見なされ、家屋との較差が生じないように配慮されたものです。

評価額の上昇割合の高い宅地に対する課税標準の特例措置の導入  
この土地基本法の主旨を踏まえ、平成6年度の固定資産税の評価替えは、土地(宅地)の評価は全国一律に地価公示価格の七割程度を目標に行われます。その結果として、評価額は上昇しますが、評価額による税負担の増加を極力抑えるため、次のような調整措置を講じます。

評価額の上昇割合の高い宅地に対する課税標準の特例措置の導入  
この土地基本法の主旨を踏まえ、平成6年度の固定資産税の評価替えは、土地(宅地)の評価は全国一律に地価公示価格の七割程度を目標に行われます。その結果として、評価額は上昇しますが、評価額による税負担の増加を極力抑えるため、次のような調整措置を講じます。

家屋にも税負担の軽減措置  
既に課税対象となっている家屋(在来分家屋)に対しては、評価額の二割を減額します。これは二十年ぶりの耐用年数短縮措置に伴って、評価額を算定する際に使用される経年減価補正率が改正されたことから、改正効果が及ぶ家屋と見なされ、家屋との較差が生じないように配慮されたものです。

### 評価替えに伴う税負担例

平成6年度の評価替えに伴う具体的な税負担は、例えば次のようになります。(固定資産税の税率は1.4%、都市計画税の税率は0.2%です)

| 区分                            | 平成5年度       | 平成6年度      | 平成7年度      | 平成8年度      |
|-------------------------------|-------------|------------|------------|------------|
| 土地(家屋の敷地:200㎡)                | 5,440,000円  | 3,640,000円 | 3,640,000円 | 3,640,000円 |
| 家屋(昭和57年建築、木造2階建、専用住宅、床面積90㎡) | 4,725,000円  | 4,583,250円 | 4,583,250円 | 4,583,250円 |
| 合計                            | 10,165,000円 | 8,223,250円 | 8,223,250円 | 8,223,250円 |

※( )内は、前年度伸び率

### 1月の相談

| 相談室   | 相談時間             | 相談内容    |
|-------|------------------|---------|
| 市民相談室 | 1月15日 午前10時~午後5時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後9時~午後11時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後12時~午後2時 | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後3時~午後5時  | 生活全般の相談 |
| 市民相談室 | 1月15日 午後6時~午後8時  | 生活全般の相談 |







# フォトピックス

## 美化意識が浸透

9百50人が清掃に参加  
十一月二十八日、上今泉地区  
全域を対象として「美化キャン  
ペーン」が行われた。



今年は少なかったわね

これは、清潔で美しい環境を  
保ち、市民の美化意識の高揚及  
び地域の連帯と協調を図る目的  
で、上今泉連合自治会・海老名  
市・市美化運動推進協議会が実  
施したものだ。  
当日は、約九百五十人の参加  
者が午前八時半より自宅から、  
道路、空き地、公共施設などの  
ごみを拾い集め、集まったご  
みの量は、可燃ごみ二百kg、不  
燃ごみ二十kg、びん類・缶類

## 天ぷらそば二丁!

そば商組合が中心庄へ

十二月二日、海老名市そば商  
組合(坂西正栄組合長、  
23店)が、老人ホーム  
中心庄(浦野正永施設  
長)を訪れ、そばの出  
張サービスを行った。  
お年寄りにおいしい  
そばを食べてもらいた  
いと、毎年実施して十  
七回目。  
当日は、組合長以下  
十三人がそば、うどん  
四百五十食を用意し、



おいしいおそばに舌つつみ

## 産業まつりに6万5千人

### 新鮮廉価な野菜が大好評

「ゆとりと活力を生む海老名の産業」をテーマに「産業ま  
つり」が、十一月二十一日(日)市役所で行われ、六万五千  
人が来場しました。当日は、農産物の展示・即売、もちつき  
大会やヒーローショーなどのアトラクションに来場者も大喜  
びでした。この産業まつりの様子を、広報モニターの小川淑  
子さん、梶本昭子さんに取材していただきます。



りっぱな野菜が並ぶ品評会

早朝までの雨も上がり、青空  
に恵まれた産業まつり。家族々  
々の参加が多きまつりくし  
ました。  
市庁舎前広場では、子供たち  
を熱心に作る  
の無料配布のどん汁、おにぎり、  
おもちのコーナーでした。毎年、  
楽しみにしているという主婦の  
後には並び、私たちもおいしくい  
ただきました。  
最後に、会場内に設けられた  
分別ごみの中を見ると、空き缶  
の中に資源ごみが混ざってしま  
した。資源の再利用が叫ばれる  
今、一人ひとりのごみに対する  
意識向上を強く望みつつ、家路  
に着きました。  
(小川淑子・梶本昭子)

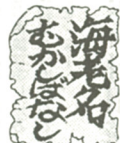


恒例のもちつき大会に飛び入りも

## 海老名むかしむかし

333・3838

電話で海老名の昔ばなしが聞けます。  
11月24日-12月15日 第16話 刃のほしこ  
12月16日-1月7日 第17話 水飲み竜



第316話

## 地芝居の師匠 井出利三郎

明治の中期、日露開戦まで  
の二十年間が、郷土における  
地芝居の全盛時代だったが、  
そのころ大谷に井出利三郎と  
いう歌舞伎の師匠がいて、地  
芝居の興隆に貢献した。その  
指導を受けたという人たちは  
、地元ばかりではなく国分  
杉久保、社家、中野、本郷、  
中新田、河原口、早川(綾瀬  
市)、吉岡(同)などにも及ん  
でいたので、戦後まで老人た  
ちの間ではよく話題に上っ  
た。「土地医者」「土地坊主」と  
いう言葉があるが、どんな名  
医や有徳の高僧でも、地元で  
は、それだけに評価される  
、というところで、学者や芸  
能人、職人なども例外ではな  
い。



利三郎師匠も、他所では師  
匠、師匠」と大切にされ、名  
の知られた役者だったが、地  
元では「くねやのじきさん」  
で、身近過ぎてその癖は目  
立たなかった。大谷では人名  
の場合「利」を「じ」と発音  
する風習から、利三郎は「三  
郎」だったのである。  
昔から、生前にその功績や  
腕前が認められることは少な  
いもので、大抵死んでからで  
ないと真価はわからない。こ  
れは香と同じようなもので、  
ともし煙となってからでない  
と評価が難しいからである。  
そこで、「世の中で人と香との  
良し悪しは、煙となり後に  
歌われるのだ」という俗語が  
利三郎師匠の絶えざる研鑽  
が、今も名師匠として語り継  
がれている所以であるが、ど  
んな職業でも、誠実さと息の  
長い努力がなければ名は残ら  
ないものである。  
これは、専門家に師事し  
た訳ではなかったそうだが、  
天性と努力によって独自の道  
を開拓したのだろう。口跡が  
よく通り、七色の声を使い分  
けたさうだから、女形から荒  
事師まで、どんな役でもこな  
したというのも  
うなづけ。ま  
た、着付け、顔  
師、床山まで、顔  
つたというか  
ら、単なる器用  
ではなかつた  
のだらう。  
子供のときに  
患った痘瘡の跡  
があったので、  
顔つりにには独  
自の技法を開発  
した。顔の大小  
や輪郭は変えら  
れないが、眉と  
目と口の位置と  
大小は自由に描き変えられる  
ので、役柄に応じた顔つくり  
をすれば、面長も丸顔にする  
ことができる。大きな顔も  
小さく見せることができる。  
「地顔が残っていて、誰で  
あるかがすぐわかるようでは  
歌舞伎化粧ではない。地顔を  
全く変えようとして心掛けた  
というのが口癖だったが、  
眉の位置と目張りには特にや  
かましかった。  
眉は腫で、無地の団扇のよ  
うにのっぺらぼうになるが、  
そこで初めて役柄の顔がつく  
れるのだから、女役の眉は地  
顔の眉より思い切った上に描  
き、顔を広く残さないように  
しろ、とよく注意したそうだ  
が、それでも始めのうちは地  
伎化粧を真似たので、大谷の  
顔の眉を標準にして描いてし  
る。と、他村の青年にまで殖  
なつてしまった。

顔師がついてい  
った訳ではな  
かった。出演者の多い舞  
台が重なる、師匠一人では  
手が回らないので、當時の地  
芝居はみんな自分で顔つくり  
をしたが、この指導も大変だ  
った。  
「大開記」十段目で、初菊  
の表情が冷たくて、出陣の十  
次郎と別れを惜しむ切々の情  
が盛りがらなかつたとき、  
原因は顔つくりによるのだと  
いって、目もたら頬にかけて  
先に紅を塗り、その上に白  
粉を重ねるように指導した  
ら、下地の紅がほのかに浮い  
て初々しい可憐な初菊になっ  
た。歌舞伎化粧など師匠ゆすり  
だけれんといういろいろな型を見せ  
てくれたが、さすがは昔取っ  
た柄柄で、素人には真似もで  
きないものばかりだった。  
利三郎師匠は、大正十三年  
に七十五歳で他界している  
が、地元にはその顔を知って  
いる人がまだまだたくさんい  
る。

そのころ、堅気の女性は白  
粉は塗っても目張りを入れた  
かったが、若い娘がこの歌舞  
伎化粧を真似たので、大谷の  
娘は目がきれいで引きつけら  
れる、と他村の青年にまで殖  
がれたそうだった。  
利三郎師匠は立ち居振舞い  
にもやかましく、足の踏み方  
位置、歩幅から手の置き方に  
至るまで細かく指導し、髪を  
つけるまで細かく指導し、髪を  
出させなかった。女役は  
みんな女になりきってしまっ  
たから、仲間同士でも戸惑っ  
たそうである。  
「奥州安達ヶ原」三段目で、  
縛られたままの宗任が、くわ  
えた矢を自分の肩に突き刺  
し、その血で、  
「我が国の梅の花は見つれ  
ども、大宮人はいかにうら  
ん」と書く場面があるが、利三  
郎師匠は後手手の手まで筆を  
くわえて書いてみせた。それ  
を見て感奮した宗任役がこれ  
を手本にして練習した末、黒  
子の差し出す紅血に筆を立て  
て舞台で実際に書いたさうだ  
が、師匠ともその意気込み  
の程が伺える。  
「平假名盛衰記」を地元で  
指導した折、三段目の逃輪で  
樋口次郎の六種類の方法を踏  
みわけたが、手足さばきの見  
事さは語り草になっている。  
そのとき、あるとき演じた水か  
き六法をはじめ、寝六法、せ  
き女の膝六法など師匠ゆすり  
だけれんといういろいろな型を見せ  
てくれたが、さすがは昔取っ  
た柄柄で、素人には真似もで  
きないものばかりだった。  
利三郎師匠は、大正十三年  
に七十五歳で他界している  
が、地元にはその顔を知って  
いる人がまだまだたくさんい  
る。

(小島 直司)